

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1999／第40号

平成11年10月15日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

里芋の花



特 集 岐阜県廃棄物処理マスタープランについて	
	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課 … 1
特 集 岐阜県庁舎における I S O 14001認証取得	
	岐阜県健康福祉環境部環境政策課 … 8
特 集 ダイオキシン類対策特別措置法の概要について	
	岐阜県健康福祉環境部環境管理課 … 16

特 集 岐阜県廃棄物インターネット110番	… 18
特 集 建設工事から発生する産業廃棄物の適正処理について	
	建設省経済局建設業課長 … 19

特 集 わがまちの産業廃棄物問題と対策	多治見市長 西寺雅也 … 20
	笠松町長 広江正明 … 21

協会だより 第3回理事会の開催、第4回理事会の開催、新理事・研修指導委員の紹介、各委員会開催	… 22
視察研修会「廃棄物処理施設等」の視察について、「改正・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」等とりまとめ発行	… 23
「地球環境村ぎふフェア'99」を開催、協会作成図書のご案内	… 24
新規加入会員の紹介	… 25
協会への入会のおすすめ	… 27
行政ニュース 全国廃棄物行政主管課長会議説明資料について	… 28
トピックス 平成11年度岐阜県環境づくり県民会議推進大会、岐阜県「環境子どもサミット」の開催	… 35
お知らせ 社団法人全国産業廃棄物連合会ホームページ開設、「解体工事施工技士」平成11年度第7回資格試験・同講習会のご案内	… 36
産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書	… 37
編集後記	… 38

岐阜県廃棄物処理マスタープランについて

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課
(廃棄物総合対策係)

県においては、廃棄物を取り巻く課題を明らかにし、それらを解決するための廃棄物対策の基本方針等を示すため、平成11年度から15年度を計画期間とした「岐阜県廃棄物処理マスタープラン」を平成11年3月に策定しました。今後5年間は、本プランに従って排出事業者、処理業者、県民の皆さんのご協力を得ながら廃棄物施策を進めていきます。

以下にその概要を記します。

第1章 総論

1 基本的事項

(1) マスタープラン策定の趣旨

①廃棄物に係る計画の現状

廃棄物に関する県の基本方針を示すものとして、これまで産業廃棄物に関する「産業廃棄物処理計画」と一般廃棄物に関する「ゴミ減量化・再生利用推進計画」を別々に策定していました。

第4次産業廃棄物処理計画（H6～10）

ごみ減量化・再生利用推進計画（H6～12）

②総合的なマスタープラン策定の必要性

一般廃棄物と産業廃棄物では処理形態が異なるものの、両者とも県民、事業者、市町村及び県が関わっており、共通した課題も多いため、両者を包含した廃棄物の総合的なマスタープランを策定する必要があると判断しました。

③当面のマスタープランの内容

平成9年度に実施した総点検結果（平成8

年度の実態調査）に基づいて、本マスタープランの策定を進めてきましたが、一般廃棄物についてはダイオキシン問題をはじめとした「ごみ」の排出量が大きく変化する要因が生じたため、平成9年度の実体を明らかにしたうえで、引き続き検討を進めることとしました。

このため、本年度策定する廃棄物処理マスタープランは2章構成とし、第1章「総論」では一般廃棄物、産業廃棄物を併せた各主体の役割等について述べ、第2章で産業廃棄物について述べることとしました。そして、一般廃棄物については、その検討結果がまとまった段階で第3章として一般廃棄物の処理に関して述べることとしています。

(2) マスタープランの計画期間

このマスタープランは、平成11年度を初年度とし、平成15年度を目標年度とする5ヵ年計画として策定します。

しかしながら、現在国の各省庁で廃棄物に関する新たな仕組みが検討されるなど、今後廃棄物を取り巻く環境が大きく変化することが予想されるため、その場合は適宜、見直しを図るものとします。

2 廃棄物処理の将来の姿

廃棄物処理は、廃棄物の発生を極力少なくした上で、リサイクル可能なものはすべてリサイクルし、どうしても処理しなければならない廃棄物はできる限り安全な方法で処理することによって環境負荷を抑えていくことを

その基本とすべきであります。

したがって、このマスタープランにおいても、県民、事業者、市町村及び県が総ぐるみ

で、「廃棄物の発生の最小化」、「リサイクルの最大化」、「廃棄物による環境負荷の最小化」をめざすこととします。

廃棄物処理マスタープランが目指す将来の姿

廃棄物の発生の最小化

- 県民はゴミを極力出さないようなライフスタイルを確立している。
- 事業者は廃棄物の発生が極小となるような生産技術等を確立している。

リサイクルの最大化

廃棄物による環境負荷の最小化

- 県民はリサイクル製品を優先的に使用している。
- 家庭から排出されるゴミのうちリサイクル可能な物はすべてリサイクルしている。
- 事業者はライフサイクルアセスメントを実施しすべての製品をリサイクルしやすいよう製造している。
- ゼロエミッションネットワークやゼロエミッション工業団地が整備され、事業所から発生する廃棄物のうち他の事業所や産業で再利用可能な物はすべて再利用されている。
- リサイクル産業が県の重要な産業となっている。

- 廃棄物を安全に処理する廃棄物処理施設（リサイクル施設、中間処理施設を含む。）が書く圏域毎に地球環境村方式により整備され、廃棄物の県内処理が達成されている。
- 排出事業者や処理業者の多くがISO 14001を取得している。
- 廃棄物処理に関する情報公開が徹底して行われている。
- 不適正処理が根絶している。

3 廃棄物対策の体系

(1) 各主体の責務と役割

このマスタープランを推進するため、県民、事業者（排出事業者及び処理業者）、市町村及び県は、廃棄物対策五原則（「安全第一」「公共関与」「リサイクルの徹底」「複合行政」「自己完結」）に基づき、それぞれの責務と役割を果たすものとします。

〈別表1〉

(2) マスタープラン推進のための県の施策

県では、マスタープランを推進するため廃棄物対策五原則に基づき、次のような施策を展開します。

〈別表2〉

別表1

各主体の責務と役割分担

具体的施策		各主体の責務・役割			国への要請	
		県民	事業者	処理業者	市町村	県
【安全第一】 廃棄物の処理・処分にあたっては、安全性を最優先する。	・法的規制 制度の整備 監視体制の確立 ・科学技術	・自ら排出する廃棄物の適正処理、分別排出 ・不適正処理の監視 に対する理解	・自ら排出する廃棄物の適正処理、分別排出 ・次世代型処理技術の研究、開発 ・環境産業の事業化 ・環境負担の少ない製品の開発、販売 ・情報公開の徹底 ・ISO14001の取得	・安全で適正な廃棄物処理 ・次世代型処理技術の導入、開発 ・情報公開の徹底 ・不適正処理対策	・制度の整備（条例の施行、要請の実現等） ・事業者及び処理業者への指導、監督 ・適正処理技術の研究、開発 ・情報公開の徹底 ・不適正処理対策	・法制度の整備 ・適正処理技術の研究、開発
【公共開拓】 廃棄物の処理・処分に県、市町村が主体的に関与する。	・処理施設建設への公共の関与 ・建設主体として関与	・適正な処理施設建設への理解 ・監視への参加	・公共開拓の処理施設建設への協力、参加	・一般廃棄物処理施設の立地的整備 ・団塊内の地域環境整備の推進	・地球環境村整備の推進	・法制度の整備 ・施設整備への財政的支援
【リサイクルの徹底】 リサイクルを徹底する	・リサイクル製品の使用促進 ・技術開発	・自ら排出する廃棄物の分別排出 ・リサイクル製品の優先的な使用 ・住民活動への参加	・自ら排出する廃棄物の分別排出 ・リサイクル製品の優先的な使用 ・リサイクルややすい製品の開発、販売 ・廃棄物や再生資源を原料として利用 ・リサイクル技術の研究、開発 ・省り方、家庭リサイクル法の施行	・リサイクル技術の研究、開発 ・容器包装リサイクルの完全実施 ・リサイクル製品の優先的な使用 ・住民活動への支援	・地域の実状に応じた分別収集の体制の整備 ・リサイクル製品の優先的な使用 ・容器包装リサイクルの完全実施 ・リサイクル製品の優先的な使用 ・住民活動への支援	・法制度の整備 ・リサイクル推進のための啓発的手法の検討
【複合行政】 廃棄物の問題に複合的に对应する	・環境教育 ・リサイクル技術の開発、リサイクル製品の用達拡大 ・処理施設の複合的な建設	・家庭内における環境教育	・リサイクル技術の開発、リサイクル製品の用達拡大	・リサイクル技術の開発、リサイクル製品の用達拡大 ・熱エネルギーの多面的利用	・環境教育 ・リサイクル技術の開発、リサイクル製品の用達拡大 ・地球環境村整備の推進	・法制度の整備 ・施設整備への財政的支援 ・環境教育
【自己完結】 自らの領域の中で廃棄物を処理する。	・廃棄物の発生抑制 ・廃棄物の排出抑制（減量化、再利用） ・領域内処理	・廃棄物の発生抑制（ごみになるものは買わない） ・廃棄物の排出抑制（再利用の推進） ・できる限り家庭内で処理	・廃棄物の発生抑制（製造工程の見直し、技術開発等） ・廃棄物の排出抑制（再利用の促進） ・できる限り自ら、県内外で処理	・一般廃棄物処理施設の広域的整備 ・県内廃棄物の優先処理	・地球環境村整備の推進	・施設整備への財政的支援
・團塊内における地域環境村整備の推進						

**特
集**

マスター プラン推進のための県の施策

別 表 2

廃棄物対策五原則		県の施策	
具体的施策	計画期間中に新たに実施する施策	計画期間中に検討を要する施策	計画期間中に検討を要する施策
【安全第一】 廃棄物の処理・処分にあたっては、安全性を最優先する。	<ul style="list-style-type: none"> 既に実施し、引き続き実施していく施策 「産業廃棄物の適正処理に関する指揮要綱」の適正運用 排出事業者及び処理業者に対する適正処理指導、監視 廃棄物不適正処理対策の推進 産業廃棄物処理技術の開発研究 ISO取扱に対する支援 ダイオキシン類削減対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の適正処理等に関する条例」の適正運用 新産業廃棄物処理計画の作成指導 小規模廃棄物焼却施設に対する指導 ITS（高速道路情報システム）を利用した監視システムの普及 ITSを利用した監視システムの普及及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の適正処理等に関する条例」の見直し 排出事業者及び処理業者における情報公開の促進 ITSを利用した監視システムの普及
【公共開かず】 廃棄物の処理・処分に県、市町村が主体的に関与する。	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設建設への公共開かず 市町村の一般廃棄物処理施設設備への支援、指導 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の広域的な一般廃棄物処理施設整備への指導、支援 	
【リサイクルの徹底】 リサイクルを徹底する	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル製品の使用促進 技術開発 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物サイクル認定制度事業 廃棄物有効利用情報提供事業 リサイクルボランティア大学 地域環境付知ふフェア マイタウン・アンド・リサイクルキャッパン事業 エコタウン事業 リサイクル産業の創出、育成 廃棄物リサイクル技術の開発研究 公共交通におけるリサイクルの徹底 新ラフ・アースゴム運動 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物情報ネットワークの整備 リサイクル団体・ネットワークの整備 リサイクル団体との交流推進 リサイクル促進のための経済的手法の導入（廃棄物排出課徴金制度、デジタル制度等）
【総合行政】 廃棄物の問題に複合的に対応する	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育 リサイクル技術の開發、リサイクル製品の用途拡大 処理施設の複合的な建設 	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境付知ふ施設整備（再掲） 環境教育の推進 	
【自己完結】 自らの領域の中で廃棄物を処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 地域環境付知ふ施設整備（再掲） 県施設における自己完結系廃棄物処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> 県産廃棄物処理計画の作成指導（再掲） 県外産廃棄物の輸入規制

特 集

第2章 産業廃棄物

現 状 と 課 題	○発生量は減少傾向
	○減量化率及び資源化率は上昇
	○県外産業廃棄物の搬入量は減少傾向にあるものの、依然相当量が搬入
	○県内処理業者の最終処分場の残余量は逼迫
	○県内の中间処理施設は県内廃棄物の自己完結には不十分
	○野焼き、不法投棄等の不適正処理対策



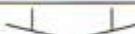
目 標	○県内減量化率、資源化率 平成8年度 84.3% → 平成15年度 93%
	* 圈域毎に廃棄物の種類に応じた目標を定め、それを積み上げたもの
	○減量化率、資源化率の目標が達成された結果として最終処分量は半減 平成8年度 597千t → 平成15年度 290千t

(単位:率は%、量はt/年)

廃棄物種類	県内での減量化・資源化率(a)				最終処分率(c)		発生量(a) 推計値	減量化・資源化量(b)		県外委託中間処理量(c)		最終処分量(d)		
	現状	全国	目標値	現状	目標値	現状	目標値	現状	目標値	現状	目標値	現状	目標値	
燃え物	52.9	45	76	0.0	0	47.1	24	11,380	6,011	8,690	5	0	5,358	2,690
有機性汚泥	92.3	84	95	0.1	0	7.5	5	1,995,050	1,603,891	1,899,860	1,277	0	130,264	95,190
無機性汚泥	73.5	84	86	1.9	1	23.8	13	586,280	431,260	506,310	11,110	5,890	139,450	74,080
その他汚泥	82.2	84	99	0.0	0	16.7	1	378,730	310,964	374,940	162	0	63,341	3,790
廃油	57.6	91	100	41.1	0	0.0	0	25,270	14,571	25,270	10,383	0	0	0
廃酸	76.8	74	100	23.1	0	0.0	0	12,270	9,423	12,270	2,836	0	0	0
廃アルカリ	22.6	93	100	77.2	0	0.0	0	13,710	3,109	13,710	10,571	0	0	0
廃タイヤ	58.2	52	86	24.5	8	15.3	6	7,780	4,530	6,720	1,903	610	1,194	450
廃プラスチック類	43.5	52	60	7.5	7	48.9	33	67,590	29,366	40,210	5,055	4,860	33,082	22,520
紙くず	88.2	92	99	5.7	1	6.0	0	56,160	49,595	55,510	3,182	440	3,351	210
木くず	93.3	86	100	0.7	0	6.0	0	229,910	214,366	229,080	1,687	510	13,788	320
繊維くず	61.5	76	92	0.0	0	38.5	8	5,370	3,297	4,950	0	0	2,069	420
動植物性残さ	59.8	87	85	11.1	1	28.9	14	44,230	26,424	37,920	4,923	270	12,796	6,040
ゴムくず	25.4	31	44	20.9	20	53.7	36	620	158	260	130	130	334	230
金属くず	90.6	81	96	3.5	1	4.8	3	280,310	253,864	269,280	9,918	2,520	13,505	8,510
ガラスくず・陶磁器くず	65.3	37	94	11.6	1	23.0	5	193,150	126,284	181,700	22,311	1,480	44,377	9,970
鉱さい	74.1	79	92	5.1	1	20.8	7	105,820	78,400	97,100	5,440	1,210	21,973	7,510
建設廃材	86.9	71	95	0.7	0	10.2	5	911,500	791,442	865,920	6,364	0	93,244	45,580
ばいじん	0.0	85	50	12.0	9	88.0	41	9,310	2	4,650	1,113	880	8,189	3,780
特別管理産業廃棄物	30.6	41	36.5	33	31.9	26	33,170	10,119	13,810	12,141	10,900	10,589	8,460	
平均	84.3	82	93	2.3	1	12.7	6	4,967,610	3,967,076	4,648,160	110,511	29,700	596,904	289,750



基本方針、各主体の責務と役割、基本施策（別紙のとおり）



重 点 施 策	(1) 発生抑制、資源化、減量化の徹底 廃棄物種類毎、業界毎に対応
	(2) 岐阜県「地域環境村」構想の推進
	(3) 圈域毎の協議体制の構築

基本方針	基本施策	各主体の責務と役割	各事業者	市町村	県民	土地所有者等
発生抑制の徹底の推進	・排出事業者による自動的な取組の促進 ・建設系産業廃棄物対策 ・公共工事等の発注者及び事業者としての取組の推進	・自主管理体制の確立 ・大規模建設工事での産業廃棄物アセスメントの実施	・多量排出事業者としての責務の履行			
減量化・リサイクルの徹底化	・リサイクル製品の利用の促進 ・県民及び事業者へのリサイクル意識の啓発 ・減量化・リサイクル技術の研究開発 ・情報提供システムの構築 ・公共工事等での減量化リサイクルの推進	・減量化、リサイクルに配慮した製品の開発、利用 ・減量化・リサイクル情報の収集、提供	・リサイクル製品の利用の推進 ・多量排出事業者としての責務の履行		・環境に優しい商品の選択	
適正処理の確保	・垂ぐるみ体制による不適正処理防止 ・法令に則った適正処理指導 ・県外から搬入される産業廃棄物の監視 ・排出事業者の責務の強化	・適正な処理及び保管 ・産業廃棄物処理施設の適正管理 ・適正な委託処理 ・ダイオキシン排出削減対策 ・建設系産業廃棄物の適正処理	・不適正処理の防止 ・多量排出事業者としての責務の履行 ・マニフェストの適正な運用 ・小規模産業廃棄物処理施設等の設備届出 ・ダイオキシン排出削減対策 ・県外から搬入される産業廃棄物の適正処理	・不適正処理の監視、通报 ・建設工事発注者としての責務の履行	・土地の適正管理 ・不法投棄発見時の適切な対応	

基本方針	基本施策	各主体の責務と役割
	排出事業者	処理業者
適正処理の確保（継続）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等の責務の強化 ・建設系産業廃棄物対策 ・農業系産業廃棄物対策 ・ダイオキシン排出削減対策 	
地球環境村の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境村の建設 ・地域関係住民との合意形成 ・環境保全協定等の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内における処理施設の確保 ・共同処理施設の確保 ・施設の安全確保 ・地域関係住民との合意形成 ・環境保全協定等の締結 ・地球環境村の建設
地域内処理体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自己処理の促進 ・県内自己完結の推進 ・圏域毎の地球環境村の建設 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己完結への協力 ・県内自己完結の推進 ・圏域毎の地球環境村の建設

岐阜県庁舎における ISO14001認証取得

岐阜県健康福祉環境部環境政策課

平成11年7月30日にISO14001の審査登録機関である高圧ガス保安協会ISO審査センター（原田稔会長）において、登録評価委員会が開催され、「岐阜県庁環境管理システム」の審査が行われた。審査の結果、当該システムは、ISO14001の規格に適合していることが確認され、登録された。

これに伴い8月3日、原田会長から桑田副知事に登録証が授与された。

- 登録日 平成11年7月30日
○登録証の授与式 平成11年8月3日

1 認証取得の経緯

県では、平成2年から実施しているラブ・アースぎふ運動を拡充、強化し、PDCAサイクルなどISO14001の考え方を取り入れた「新ラブ・アースぎふ運動」を平成10年度から実施し、電気やコピー用紙の使用量の削減など環境保全活動に努めてきた。

さらに、企業、市町村に率先してISO14001を取得することにより、環境問題に対する県民総参加の取組が一層促進されることを期待して、今回の認証取得に至った。

☆PDCAサイクル：計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→見直し（Action）のサイクルを繰り返し行い継続的に環境への負荷を減らしていくこと

☆認証取得までの主な経過

知事による着手表明

10年11月17日（知事定例記者会見）

環境管理システムの構築作業

10年12月～11年3月

（環境管理システム構築研究会の設置等）

環境管理システムの承認



登録証の授与式

11年3月8日（環境保全推進本部会議）
環境管理システムの試行

11年4月1日（各部・課職員の取組開始）
審査登録機関による予備審査（書類審査）

11年4月22・23日（第1回）

11年5月25日～27日（第2回）

内部環境監査

11年5月17日～21日

（全所属（115機関）を対象）

知事によるシステムの見直し

11年6月25日（環境保全推進本部会議）

特 集

本 審 査

11年7月12日～14日

(知事、環境管理責任者、各部・課に対する審査)

登録評価委員会

11年7月30日

(高圧ガス保安協会で審査登録決定)

登 录

11年7月30日

2 認証取得のねらい

○先導的役割

・モデル的に県が取得することにより、企業

及び市町村への普及促進を図る。

○県民総参加

・広く県民全体に環境問題への取組を図る。

○行政改革

・第三者機関の認証を受けることにより、職員の意識改革を図る。

○透明性、公正性の確保

・環境面で国際的に認められたものとして、県の事務事業を確立する。

○財政的効果

・効率的な事務事業の執行により、コストの縮減を図る。

3 「岐阜県環境管理システム」の特徴

① 10分野25の全体目標を設定

主要な目標（H14年度）

	項 目	目 標 値
事務活動	電気の使用量の削減	H9比で増加させない
	水の使用量の削減	タ 10%以上削減
	紙の使用量の削減	タ 10%以上削減
	廃棄物の処分量の削減	タ 20%以上削減
	二酸化炭素の排出量の削減	低公害車の比率を公用車の概ね5%
	環境にやさしい物品の購入	グリーン購入70%以上
事業活動	廃棄物の削減及びリサイクルの推進	コンクリート塊等の再利用率100%等 (※H12年度目標)
	緑化の推進	県管理道の植栽1万本以上
	自然エネルギーの利用促進	自然エネルギー活用設備積極的導入

② 全職員の環境保全活動が不可欠なことから、全体目的・目標を勘案し県の各部・各課単位で目的、目標を設定し、さらに、各課の実状に応じ具体的な取組を手順書として定めている。

4 「岐阜県環境管理システム」の推進体制

- ・環境管理統括者 : 知事
- ・環境管理副統括者 : 副知事
- ・環境管理責任者（実行部門の総責任者） : 環境局長

特 集

- | | |
|------------------|---------------|
| ・部の責任者（ＩＳＯ実行責任者） | ：各部等主管課長等 13名 |
| ・課の責任者（ＩＳＯ推進員） | ：各課の管理監等 115名 |
| ・内部環境監査員 | ：各部主管課管理監等 8名 |

マニュアルに明記し、責任と権限を明確にした。

5 他府県等の取得状況

◇府県の本庁舎としては、岐阜県が全国で4番目で、中部地方では初めてとなる。

- ・H11.1月 大分県
- ・H11.2月 埼玉県、大阪府

◇県機関では、各務原浄化センターが11年9月に取得

◇県内市町村の動向

- ・関市、可児市、多治見市等6市3町が認証取得を目指している。

◇県内の認証取得状況

- ・35件（平成11年7月末現在）

6 今後の展開

- ・認証取得後は、実施状況等について県広報紙等により、公表するとともに、審査登録機関による定期審査、3年ごとの更新審査を受ける。
- ・県内市町村、企業等に環境管理システム構築に関するノウハウの提供などの情報提供を行うことにより、ＩＳＯ14001の認証取得について支援していく。

*商工局等における中小企業のＩＳＯ14001取得支援対策

- ・講習会（セミナー）の開催
- ・認証取得資金融資
- ・相談窓口の設置
- ・株国際規格審査登録センターへの出資

○ 県庁のＩＳＯ14001に関する情報提供

「県民情報ネットワーク」（岐阜県ホームページ）

アドレス <http://www.pref.gifu.jp/>

環 境 方 針

1 基本理念

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、古くから自然と共生し、個性ある文化を創り出してきました。

しかし、物質的な豊かさを求め、エネルギーと資源を大量に消費する今日の社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしています。私たちのふるさと岐阜県、さらには地球全体の、豊かで、快適で、健康に良い環境は、将来の世代へと受け継がれていかなければなりません。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いを巡らすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環から成り立っていることを認識し、「共生」、「循環」及び「参加」の3つをキーワードとして、これまで以上に環境の保全に努めるとともに、豊かで快適な環境を積極的に創り出すという新たな決意のもとに、県民、事業者及び行政が一体となり「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現に向け、人と自然とが共生できる社会の構築を目指します。

〈共生〉

健康で安全かつ快適な環境を享受するためには、日常生活や事業活動における環境への配慮を行うことが不可欠であることから、さわやかな大気環境、清らかな水環境などの健康に良い環境の保全及び創出を図ります。

〈循環〉

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造を転換し、環境への負荷の少ない、資源・エネルギー循環型の社会経済構造の構築を図ります。

〈参加〉

県民、事業者及び行政が、それぞれの立場から積極的に取り組むべき役割を分担し、相互協力と連携により、自主的な活動の拡大を図ります。

特 集

2 基本方針

県は基本理念をもとに、自らが大規模な事業者・消費者であるという立場から、物品の購入、県庁舎等の維持管理、公共事業の実施、その他の事務活動の実施に際し、次に掲げる事項に対する施策を率先して実施します。

さらに、県民及び事業者の環境保全に対する自主的な取組を促進します。

- (1) 省エネルギー・省資源の推進及び新エネルギーの活用
- (2) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨等地球環境問題への対応
- (3) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
- (4) 水質汚濁、大気汚染等公害の発生防止
- (5) 公園・緑地の整備等、健康に良い環境の創出
- (6) 公共工事における自然にやさしい工事工法の採用

これらの事項のうち、特に環境影響の大きいものについては、環境目的及び目標を設定し、積極的に推進するとともに、定期的に見直しを行い、継続的な改善を図ります。

県は、環境に関する法令、協定その他の合意事項を遵守します。

県は、環境汚染を早期に予測し、その予防に努めます。

県は、この環境方針を県庁舎内全職員に周知するとともに、広く一般にも公表します。

平成11年4月1日 岐阜県環境保全推進本部長

(1999) 岐阜県知事 梶原拓

特 集

平成11年度全体目的一覧表

目的	目的達成の目安
電気の使用量を削減する。	① 平成14年度において、平成9年度比で増加させない。
水の使用量の削減する。	① 平成14年度までに、平成9年度比で10%以上削減する。
紙の使用量を削減する。	① 印刷複写用紙等の使用量を平成14年度までに平成9年度比で10%以上削減する。 ② 封筒の使用量を平成14年度までに平成9年度比で10%以上削減する。
廃棄物の処分量を削減する。	① 一般廃棄物のリサイクルに努めるとともに、処分量を平成14年度までに平成9年度比で20%以上削減する。
二酸化炭素の排出を削減する。	① 特殊な用途を除く公用車に占める環境にやさしい車の割合を、平成14年度において概ね5%とする。
特定フロン等のオゾン層破壊物質を全廃する。	
環境にやさしい物品の購入に努める。	① 平成14年度までに指定物品の70%以上を環境にやさしい製品とする。
廃棄物等の減量化及びリサイクルの推進を図る。	① 開発事業における建設発生土の再生資源利用率を平成12年度までに80%とする。 ② 開発事業において廃棄物の発生抑制に努めるとともに、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再利用率を平成12年度までに100%とする。 ③ 開発事業における再生碎石の利用率を平成12年度までに80%とする。 ④ 開発事業における再生アスファルト混合物の利用率を平成12年度までに80%とする。
緑化を推進する。	① 県管理道の整備事業において、平成14年度までに、中・高木を1万本以上植栽する。 ② 県管理道の整備事業において、平成10年度から14年度までに、大気環境推奨木を5千本以上植栽する。
自然エネルギーを利用する。	① 建築物の建設事業における自然エネルギーを活用した設備の積極的な導入を図る。

特

集

平成11年度全体目標一覧表（事務活動）

目的	目的達成の目安	目標 (平成11年度目標)
電気の使用量を削減する。	① 平成14年度において、平成9年度比で増加させない。	・電気の使用量を平成9年度比で3%以下の増加に抑える。
水の使用量の削減する。	① 平成14年度までに、平成9年度比で10%以上削減する。	・水使用量を平成9年度比で3%以上削減する。
紙の使用量を削減する。	① 印刷複写用紙等の使用量を平成14年度までに平成9年度比で10%以上削減する。 ② 封筒の使用量を平成14年度までに平成9年度比で10%以上削減する。	• 印刷複写用紙等の使用量を平成9年度比で5%以上削減する。 • 封筒の使用量を平成9年度比で5%以上削減する。 • その他の紙の使用量削減対策を実施する。
廃棄物の処分量を削減する。	① 一般廃棄物のリサイクルに努めるとともに、処分量を平成14年度までに平成9年度比で20%以上削減する。	・一般廃棄物の処分量を平成9年度比で15%以上削減する。
二酸化炭素の排出を削減する。	① 特殊な用途を除く公用車に占める環境にやさしい車の割合を、平成14年度において概ね5%とする。	• 特殊な用途を除く公用車の2%以上に環境にやさしい車を導入する。 • 県庁舎公用車駐車場における公用車のアイドリング・ストップ及び適正使用の徹底を図る。 • 職員駐車場におけるアイドリング・ストップの徹底を図る。 • 暖房温度の管理等の徹底を図る。
特定フロン等のオゾン層破壊物質を全廃する。		・公用車及び空調設備の更新時のフロン回収を徹底する。
環境にやさしい物品の購入に努める。	① 平成14年度までに指定物品の70%以上を環境にやさしい製品とする。	• 指定物品の50%以上の品目について環境にやさしい製品を選定する。 • 印刷複写用紙等は、特殊なものを除きすべて再生紙とし、古紙配合率100%白色度70%程度のものを使用する。 • 外注印刷物の再生紙使用率を70%以上とする。 • トイレットペーパーはすべて県内産で古紙配合率100%の製品を利用する。 • 指定物品以外の購入等において、環境にやさしい製品を優先的に選定する。

特 集

平成11年度全体目標一覧表（事業活動）

目 的	目的達成の目安	目 標 (平成11年度目標)
廃棄物等の減量化及びリサイクルの推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ① 開発事業における建設発生土の再生資源利用率を平成12年度までに80%とする。 ② 開発事業において廃棄物の発生抑制に努めるとともに、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再利用率を平成12年までに100%とする。 ③ 開発事業における再生碎石の利用率を平成12年度までに80%とする。 ④ 開発事業における再生アスファルト混合物の利用率を平成12年度までに80%とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業における建設発生土の再生資源利用率を70%とする。 ・開発事業において廃棄物の発生抑制に努めるとともに、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再利用率を100%とする。 ・開発事業における再生碎石の利用率を75%とする。 ・開発事業における再生アスファルト混合物の利用率を75%とする。 ・開発事業により発生する建設木くずについては、できる限りリサイクル施設へ搬入し、リサイクルできないものは焼却施設等により適正に処理する。
緑化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ① 県管理道の整備事業において、平成14年度までに、中・高木を1万本以上植栽する。 ② 県管理道の整備事業において、平成10年度から14年度までに、大気環境推奨木を5千本以上植栽する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理道の整備事業において、中・高木を2千5百本以上植栽する。 ・県管理道の整備事業において、大気環境推奨木を1千本以上植栽する。 ・開発事業において、緑化（特に大気環境推奨木の植栽）を推進する。
自然エネルギーをする。	① 建築物の建設事業における自然エネルギーを活用した設備の積極的な導入を図る。	・建築物の建設事業における自然エネルギーを活用した設備の積極的な導入を図る。

ダイオキシン類対策 特別措置法の概要について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

ダイオキシン類による環境汚染と、その健康に及ぼす影響に対しては、国民の不安が大きく、社会問題となっております。

このため、国においては、将来にわたって国民の健康を守り、環境を保全するという観点から本年3月にダイオキシン類対策関係閣僚会議で「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定し、今後4年以内に全国のダイオキシン類の排出量を平成9年に比べて約9割削減することを大きな柱とするなど、関係省庁が一体となって取り組みを強化しています。

また本年7月の第145回通常国会で、これらの施策をさらに大きく前進させるかたちで、「ダイオキシン類対策特別措置法」が議員立法により成立し、7月16日付で公布されました。

この法律の施行にあたっての詳細については、今後、政令等で明らかになりますが、これまでに示されている、おおまかな概要は次のとおりです。

1 法律制定の目的（第1条）

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護するために、施策の基本とすべき環境基準等の基準、必要な規制、汚染土壤に係る措置等を内容とする新たな枠組みの整備を図る。

2 法律の概要

(1) ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準

①耐容1日摂取量（T D I）（第6条）

国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、4ピコグラム以下で政令で定める値とされ、本年6月の生活環境審議会・食品衛生調査会・中央環境審議会の合同専門家会合の結論をうけ、4ピコグラムとなることが見込まれている。

②環境基準（第7条）

ダイオキシン類に関する大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤汚染についての環境基準が来年1月までに政令で定められる。

(2) 排出ガス及び排出水に関する規制

①特定施設（第2条第2項）

工場、事業場に設置される施設のうち、製鋼用電気炉、廃棄物焼却炉及びその他の施設でダイオキシン類を含む排出ガス、又は排出水を排出する施設を特定施設として政令で指定する。

②排出基準（第8条）

ダイオキシン類の排出基準は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の削減に係る技術水準を勘案し、総理府令で定める。

また、特に必要があれば都道府県知事が条例により厳しい基準を定めることができる。

③大気総量規制基準（第10条）

都道府県知事は、排出ガスに係る排出基準が適用される施設が集合し、排出基準のみによっては大気についての環境基準の確保が困難であるとして政令で定める地域にあっては、その地域内の事業場から大気中に排出されるダイオキシン類についての総量削減計画

特 集

を作成し、これに基づき、総量規制基準を定める。

④特定施設の設置の届出、計画変更命令（第12条～第16条）

特定施設を設置しようとする者は、特定施設を新設する際に、その種類や構造等を都道府県知事に届け出なければならない。この場合、都道府県知事は60日以内に限り計画変更を命ずることができる。

なお、この法律施行の際、既に設置されている施設についても30日以内に、同様に都道府県知事に届け出なければならない。

⑤排出の制限、改善命令（第20条～第22条）

一定の猶予期間（法施行後1年間）の経過後は、排出基準又は総量規制基準に違反してダイオキシン類を排出してはならない。

都道府県知事は、一定の猶予期間の経過後は、排出基準又は総量規制基準に違反して継続的にダイオキシン類を排出するおそれがある者に対し、施設の構造の改善等を命ずることができる。

なお、排出の制限、改善命令等に違反した者についての罰則を設ける。

③廃棄物焼却炉に係るばいじん、焼却灰等の処理等

①ばいじん・焼却灰中の濃度基準（第24条）

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量は、厚生省令で定める基準以内となるように処理しなければならない。また、この基準は、廃棄物処理法上の処理基準として用いる。

②廃棄物最終処分場の維持管理基準（第25条）

廃棄物の最終処分場の維持管理は、総理府令、厚生省令で定める基準に従い、行わなければならない。また、この基準は、廃棄物処理法上の処理基準として用いる。

④汚染土壤に係る措置（第29条～第32条）

都道府県知事は、土壤についての環境基準を満たさない地域を対策地域として指定し、ダイオキシン類による汚染された土壤の除去に関する事業の実施に関する事項等を内容とする対策計画を定める。

⑤国の計画（第33条）

内閣総理大臣は、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を作成する。

⑥汚染状況の調査、測定義務

①都道府県知事は、大気、水質（底質を含む）及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視し、環境庁長官に報告する。（第26条）

②国、地方公共団体は、汚染状況を調査・測定し、都道府県知事はその結果をとりまとめて公表する。（第27条）

③排出基準が適用される施設の設置者は、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、都道府県知事に報告する。都道府県知事はその結果をとりまとめて公表する。（第28条）

⑦住民参加

住民は、都道府県知事に対し、総量規制基準の政令の立案についての内閣総理大臣への申し出をするよう申し出ることができるとともに、総量削減計画及び汚染された土壤に関する対策計画の策定について、公聴会において意見を述べることができる。

⑧健康被害及び食品への蓄積に係る検討

ダイオキシン類に係る健康被害の状況及び食品への蓄積の状況を勘案して、その対策については、科学的所見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

⑨小規模焼却炉等についての検討

政府は、小規模焼却炉の構造等に関する規

制及び廃棄物焼却施設によらない廃棄物の焼却に関する規制の在り方について、検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(10) 施行期日

原則として、公布の日から起算して6ヶ月を越えない範囲内において政令で定める日（最終期限は平成12年1月15日）から施行する。



岐阜県廃棄物インターネット110番

廃棄物処理法が改正され、罰則などが強化されたにもかかわらず廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正な処理が、今なお後を絶ちません。

こうした不適正な処理により、私たちの生活環境が損なわれないようにするために、県民総ぐるみで目を光らせていることが大切です。

不法投棄、野焼きなどを発見したときは、直ちに県庁、警察、地元の市町村もしくは最寄りの保健所にご連絡ください。

皆様からの通報をお待ちしております。

○岐阜県環境局廃棄物対策課

〈電話〉058-272-1111 内線2715

〈FAX〉058-277-5458

◇県保健所

保健所	課名	電話・FAX番号	内線	管轄市郡
伊奈波	衛生課環境衛生係	TEL058-264-1111・FAX058-265-1263	3 6 0	各務原市、山県郡
羽島	衛生課環境衛生係	TEL058-392-2144・FAX058-392-1945	—	羽島市、羽島郡
大垣	環境衛生課	TEL0584-73-1111・FAX0584-74-9334	2 6 7	大垣市、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡
大野	衛生課環境衛生係	TEL0585-32-1530・FAX0585-32-1533	—	揖斐郡、本巣郡
関	衛生課環境衛生係	TEL0575-33-4011・FAX0575-33-4701	3 5 6	関市、美濃市、武儀郡
郡上	衛生課環境衛生係	TEL0575-67-1111・FAX0575-65-6974	3 6 1	郡上郡
可茂	環境衛生課	TEL0574-25-3111・FAX0574-28-7162	3 5 5	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
多治見	環境衛生課	TEL0572-23-1111・FAX0572-25-6657	3 5 7	多治見市、瑞浪市、土岐市、土岐郡
恵那	環境衛生課	TEL0573-26-1111・FAX0573-25-1174	2 5 8	中津川市、恵那市、恵那郡
益田	衛生課環境衛生係	TEL0576-52-3111・FAX0576-52-4384	3 5 7	益田郡
高山	環境衛生課	TEL0577-33-1111・FAX0577-34-8327	3 0 7	高山市、大野郡、吉城郡

◇岐阜市

環境総務課（産業廃棄物） TEL0120-530-817（ゴミゼロはいいな） FAX0120-530-814（ゴミゼロはいいよ）
環境一課（一般廃棄物） 同 上

情報提供フォーム

お名前

性別 男 女

年齢 10代 20代 30代 40代
50代 60代 70代以上

お住まいの所在地（市町村名）

電話番号

情報の内容

送 信

リセット

特集

次のとおり、平成11年7月22日付け建設省建設経済局建設業課長から建設業界団体あてに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の徹底について要請されておりますので産業廃棄物の適正処理にあたり、ご参考までにお知らせします。

建設工事から発生する 産業廃棄物の適正処理について

建設省経済局建設業課長

今般、建設工事から発生する産業廃棄物の運搬を受託した産業廃棄物収集運搬業者が、当該産業廃棄物を不適正に処理していた件に関して、当該建設工事の元請建設業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」と言う。）に規定する、産業廃棄物管理票の適正な交付・回収を怠っていたため、これを遵守していなかったとして同法第12条の5に基づく原状回復措置等の勧告を受けたことは、誠に遺憾である。

建設省では、産業廃棄物の適正な処理について、建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月1日付建設省経建発第333号の2建設事務次官通達）を策定し、本要綱を貴傘下会員に対して周知徹底するとともに、建設工事に従事している者全員に対し、本要綱を遵守させるよう指導方お願いしているところであるが、今般の件を踏まえ、以下の点について再度徹底するようお願いする。

1. 建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法を遵守すること。
2. 特に、建設廃棄物の処理を委託する場合には、適正な契約の締結及び産業廃棄物管理票の交付・回収等によりこれを適正に管理し、この処理が適正に行われたことを確認すること。また、委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者に及び処分業者について、その種類、処分の方法、施設の能力等許可の状況について確認するなど、業者の選定について十分留意すること。
3. 建設副産物処理推進要綱に基づき、元請業者は、工事現場の管理を適正に行うこと。また、社内管理体制の整備に努めること。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

環境共生都市実現へ全力投球



多治見市長 西寺 雅也

(社)岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、平素から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に向けて格別のご支援とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

多治見市では、平成10年6月環境基本条例を制定する一方、12月には、「環境共生都市」の宣言を致しました。現在では、環境基本計画の策定を進めていますが、環境は大気、水等の要素が絶妙なバランスの上に構成されており、環境への負荷の少ない暮らしを市民とともに創り上げていくことこそ、現在生きている私たちの責務であり、後世に対する責任であると感じているところです。

さて、廃棄物問題は、このような環境に関する重要な問題であり、かつ全国的に深刻な状況にあります。名古屋市愛岐処分場をはじめ県下有数の民間処分場をかかえる多治見市でも例外ではありません。平成9年1月から指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入し、市民の意識変化やごみ減少等、一定の効果を上げておりますが、老朽化した焼却場や最終処分場の建設問題等、ごみ処理施設を整備していく上でなお大きな問題を抱えていま

す。このため、平成10年度に環境庁からモデル都市の指定を受け、この問題解決を模索して参りました。

これは、これまで多治見市が、大量に排出されるごみの処分を他の自治体や企業の処分場に安易に依存してきたことを謙虚に反省し、増え続けるごみに対して次々に処分場を建設することには限界があると認識したことから始まっています。

その内容は、結局のところ月並みですが、ごみを減らし、適正処分していくものです。つまり、基本的には、ごみができるだけ出さない生活に変革していくとともに、同時に徹底したリサイクルを推進していく、それでも処分すべきごみは出ますので、最小限のごみを適正処分していくというものです。徹底したリサイクルには生ごみ等も堆肥化し、それ以外のごみもRDF等、何らかの資源として活用し、そして焼却・埋め立てを限りなくゼロにする、いわゆる廃棄物のゼロ社会を目指そうとするものです。

この目標の実現は非常に困難なことではあります、市民、事業者、行政がそれぞれの責任を果たし、協力し合う中でつくり出され、維持すべきであると決意しております。そして、その実現のハードルが高いため、3段階の計画としており、当面の第1段階として、平成12年度から容器包装リサイクル法の本格施行に併せて、よりきめ細かな分別収集の実施を行なうべく今準備を進めています。

このように市としましては、今後とも環境共生都市の実現に向けて銳意取り組んでいきます。貴協会の会員の皆様のご理解ご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍をご祈念申し上げます。

ごみの減量化・資源化を推進



笠松町長 広江正明

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

当町は、岐阜市の南部に隣接し木曽川右岸に沿って帯状に広がるまちで、古くは水陸交通の要衝として栄え、明治維新後の一時期には、岐阜県庁がおかれるなど岐阜県政発祥の地であります。

歴史や文化、さらには自然に恵まれた当町は、清流木曽川の広大な河川空間を有効に利用し、新しいリバーサイドライフの拠点として、笠松港公園をはじめトンボ天国自然公園、緑地公園、パターゴルフ場などの施設が整備されており多くの人々が訪れております。

さて、近年生活水準の向上と消費生活の変化並びに産業活動のめざましい進展等によりまして、排出される各種の廃棄物は年々増大し、その質もまた多種多様で著しく変化しており、これらの廃棄物を適正に処理することが今日的な課題になっております。

当町における廃棄物の処理につきましては、可燃ゴミは、1市4町で構成する岐阜市・羽島郡衛生施設組合のごみ処理施設へ搬入し、焼却処理などの過程を経て最終処分場に埋め立てられ、また、不燃ごみは、再資源化を図りながら埋め立て処分も含め処理業者に委託しております。

しかし、最終処分場の土地確保の問題、焼却時に排出される二酸化炭素による地球温暖化への影響やダイオキシン類対策など多くの問題を抱えております。

特に、昨今のマスコミ報道にある最終処分場の建設や中間処理施設の確保については、行政面積が狭隘で都市化が進み、しかも、平坦地にある当町にとっては困難な状況にあり、増えつづけるごみの減量化、再資源化の促進は必至でありまして、従来より各種施策を積極的に展開しているところであります。

具体的には、生ごみ減量化推進補助金交付事業として、生ごみ処理容器（100ℓ以上のホームコンポ1基につき最高5,000円で1世帯2基まで）の助成をはじめ、今年度からは新たに電気式家庭用生ごみ処理機（最高20,000円で1世帯1基）の助成制度を導入、また、紙類・缶類・繊維類の資源を集団で回収（廃品回収など年2回以上）を実施する団体に奨励金（回収量1kgにつき8円、ただし、牛乳パックは1kgにつき10円）を交付する資源集団回収事業奨励金制度を設けております。さらに、分別収集の徹底のための啓発や普及活動を通じ、ごみの減量化推進に関し、町と住民の皆さんのパイプ役として活躍していただく廃棄物減量等推進員を平成7年に設置するなど、深刻化するごみ処理対策に最善の努力をいたしております。

これからも、より一層住民の理解と協力を得ながら分別収集、減量化、資源化等推進してまいりたいと考えております。

住民が日々快適で健康的な生活を続けるためには、ごみ処理問題は避けてとおれない重要な課題であり、行政、消費者、事業者それぞれが一体となって、廃棄物の適正処理を図っていかなければなりません。貴協会におかれましては、今後とも、格別のご支援を賜りまるようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

協会だより

平成11年度第3回理事会開催

平成11年度第3回理事会（書面表決）が8月13日開催されました。この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員10名、賛助会員5名の新規加入が全理事の賛同を得て承認されました。

平成11年度第4回理事会開催

9月8日午後4時から「岐阜市内十八楼会議室」において平成11年度第4回理事会が開催されました。この理事会には、役員給与支給の同意について、平成11年度収支補正予算について等5議案及び前理事長退任記念品の贈呈について、地域振興局構想の推進についての2件の協議事項が審議されました。



第4回理事会

地域振興局構想の推進については、県から地域振興局構想、中でも保健所の組織、機能等について当協会の意見、提案の有無の照会にかかるもので、各理事から活発な意見があり、21世紀を展望し環境問題は重要な行政課題であり、廃棄物、公害、自然環境問題等を処理する独立の機関として「環境事務所」の設置を原案を修正して提出することに決定されました。他に提案された議案は全て全員一致で可決承認されました。

第1号議案 役員給与支給の同意について

第2号議案 平成11年度収支予算について
第3号議案 役員の選任について
第4号議案 委員会の委員構成について
第5号議案 新規加入会員の承認について
協議事項

1. 前理事長退任記念品の贈呈について
2. 地域振興局構想の推進について

新理事・研修指導委員の紹介

理事・研修指導委員津田芳朗氏から7月15日、岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長を辞任した旨届け出があったので、定款第11条第2項の規定により、9月8



原 弘 新理事
研修指導委員

日開催の第4回理事会において後任会長に就任されました(株)市川工務店専務取締役原弘氏を後任理事・研修指導委員として選任されましたのでご紹介します。

各委員会開催

本協会各委員の任期満了にともない、新委員が第2回理事会において選任され、平成11年度新委員による各委員会が8月8日から9日にかけて開催されました。会議では、各委員会ごとの委員長、副委員長の互選を行いました。また、平成11年度の今後の事業推進等について協議し、それぞれ決定されました。

▷ 総務委員会

(8月8日午前10時30分から開催)

1. 委員長副委員長の選任を行い、委員長に清水道雄、副委員長に鈴村兼利、同三浦茂委員を選任
2. 組織強化事業について
新規許可取得者等に対して加入啓発を推進する。

協会だより

- 3 '99廃棄物処理展（名古屋会場・11月10日から13日まで）の開催について
1小間（3m×3m）出展することに決定。

- 4 地球環境村ぎふフェア（11年10月9日岐阜県県民ふれあい会館において開催）の協賛について
昨年に引き続き協賛することに決定。

▷適正処理委員会

（8月8日午後1時30分から開催）

- 1 委員長副委員長の選任を行い、委員長に田中一郎、副委員長に石丸継治、同市川治徳委員を選任。
2 組織強化事業について
総務委員会同様決定。
3 '99廃棄物処理展（名古屋会場・11月10日から13日まで）の開催について総務委員会同様決定。

▷広報編集委員会

（8月9日午前10時から開催）

- 1 委員長副委員長の選任を行い、委員長に山村けい、副委員長に野村清晴委員を選任。
2 組織強化事業について
総務委員会同様決定。
3 '99廃棄物処理展（名古屋会場・11月10日から13日まで）の開催について
総務委員会同様決定。
4 「ぎふ保全協会報」第40号の編集方針について

▷研修指導委員会

（8月9日午後1時30分から開催）

- 1 委員長副委員長の選任を行い、委員長に水谷重雄、副委員長に白井清三委員を選任。
2 組織強化事業について
総務委員会同様決定。
3 '99廃棄物処理展（名古屋会場・11月10

日から13日まで）の開催について
総務委員会同様決定。

- 4 厚生大臣認定講習会追加開催について

視察研修会「廃棄物処理施設等」の視察について

研修指導委員会では、本年度の研修事業として視察研修会を7月9日111名（バス2台）の多数の参加を得て次のとおり行いました。



「前平公園内池」で説明を受ける
視察参加者一行

視察先

- 1 可茂衛生施設利用組合：一般廃棄物処理施設「ささゆりクリーンパーク」（岐阜県地
球環境村指定第1号施設）「可燃ごみ処理施
設・灰溶融施設」可児市塩河839
2 株生物研究所：美濃加茂市前平
美濃加茂市営前平公園内池の有機汚泥の固
化工事の実態。

「改正・岐阜県産業廃棄物の適正処理 に関する指導要綱」等とりまとめ発行

協会では、今回全面改正が行われました次の指導要綱、各指針についてとりまとめ発行しました。県では、今後条例制定に伴う規則が公布されるに伴い指導要綱等も関連事項の整理、改正が行われることと予測されます。

協会だより

で、今後規則の公布に併せて改めて再発行する予定です。

- ・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正（平成10年12月28日）
- ・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第18条に規定する構造指針の改正（平成11年5月31日）
- ・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第21条第1号に規定する管理指針の改正（平成11年5月31日）

・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱に規定する処理委託指針の改正（平成11年3月24日）

- ・生活環境影響調査に関する指針の策定（平成11年5月31日）
- ・岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例の制定（平成11年3月16日）

参考

- ・省令様式（様式第3号から様式第34号（産業廃棄物関係分のみ）

「地球環境村ぎふフェア'99」

資源循環型社会の構築に向け、
リサイクル思想の普及啓発を促進

当協会も協賛し「ちびっこクイズ」を開催、好評

10月9日（土）「地球環境村ぎふフェア'99」が岐阜市内岐阜県県民ふれあい会館2F屋外イベント広場において盛大に開催されました。

同フェアは一般県民を対象に廃棄物リサイクル思想の普及啓発と岐阜県「地球環境村」構想のPRを行うとともに、環境・リサイクル産業の振興を図ることを目的に開催されたもので、主な行事として第2回ゴミ対策川柳コンテスト、環境美化功労者の表彰が行われ、環境美化、ゴミ減量化部門に分けて入賞者、功労者の表彰式が行われました。環境リサイクル関連企業展、会場に設けられたエコロ



「ちびっこクイズ」コーナー

ジーステージでは、タレントの高木ブーンさんが出演の「リサイクルウクレレ音楽会」が開かれ大変人気を博していました。

当協会も協賛し、会員の皆様のご協力を得まして「ちびっこクイズ」を開催し、正解者に対し賞品としてゴム風船、鉛筆、花の種を配布しリサイクル等の啓発普及につとめました。今年は好天に恵まれ、大勢の親子連れでにぎわい、特にゴム風船は子どもたちに大変喜ばれ、私たちにとりましても大変たのしい1日でした。

協会作成図書のご案内

当協会では、次の図書を作成し会員に配布しました。ご希望の方には頒布します。（手持りがございますので、無くなりましたときはご容赦願います。）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律法令集B5版、390ページ、1部1,800円（送料別）
2. 改正・岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱B5版、217ページ1部2,000円（送料別）
3. よくわかる・産業廃棄物処理実務のポイント（10月末発行予定）B5版カラー刷り、16ページ、1部500円（送料別）

協会だより

新規加入会員の紹介

平成11年度第3回理事会（書面表決）を8月13日開催し次ぎのとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
イシカワ金属株式会社 ☎058-326-5162	代表取締役 石川雅信	〒501-0232 本巣郡穗積町野田新田4171-1	中間処理業
有限会社薩南 ☎0573-25-9488	代表取締役 南健一	〒509-7204 恵那市長島町永田380-116	収集運搬業
株式会社松栄産業 ☎0573-62-1088	代表取締役 市岡友幸	〒508-0001 中津川市中津川2408-20	収集運搬業
有限会社中部クリーン産業 ☎0585-35-2166	代表取締役 小森正子	〒501-0565 揖斐郡大野町中之元連地253-2	収集運搬業 中間処理業
日本枕木運輸株式会社 ☎058-271-0456	代表取締役 住武幸	〒500-8473 岐阜市加納天神町4-24	収集運搬業
株式会社ニューテンサン ☎0583-71-4511	代表取締役 福西紀雄	〒504-0814 各務原市蘇原興亞町4-1	収集運搬業
株式会社林製紙原料 ☎058-274-7777	代表取締役 林一男	〒500-8465 岐阜市加納寿町4-11	収集運搬業
丸善興業有限会社 ☎058-326-7433	代表取締役 尾崎善典	〒501-0225 本巣郡穗積町祖父江969-6	収集運搬業 中間処理業
有限会社ヤマ上市川商店 ☎0573-66-6011	代表取締役 市川賢治	〒508-0111 中津川市瀬戸941	収集運搬業
山田土建株式会社 ☎05747-8-3125	代表取締役 田口暁	〒509-1302 加茂郡東白川村神土788	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
中坪利夫(中坪総合行政書士事務所) ☎0577-32-3271		〒506-0011 高山市本町1-41	
山本末男(行政書士山本末男事務所) ☎0585-34-1567		〒501-0521 揖斐郡大野町大字黒野131-8	

協会だより

社名・TEL	代表者	住所	備考
岐阜県資源リサイクル協同組合 ☎058-274-3287	理事長 神山修次	〒500-8286 岐阜市西鶴6-25	
岐阜県自動車解体部品協同組合 ☎058-254-0444	理事長 古田一男	〒500-8361 岐阜市本荘西1-52	
株式会社レミックマルハチ ☎0575-28-4008	代表取締役 山下義勝	〒501-3954 関市千疋1088-3	

平成11年度第4回理事会を9月8日開催し次ぎのとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
福永永富 ☎058-272-4877		〒501-6016 羽島郡岐南町徳田2-219	収集運搬業
株式会社辺省 ☎0584-32-3410	代表取締役 渡辺省吾	〒503-1303 養老郡養老町蛇持426	収集運搬業
株式会社太信 ☎05769-5-2360	代表取締役 大野誠信	〒501-5501 大野郡白川村大字保木脇211-6	収集運搬業
森朴繁樹 ☎0574-67-7393		〒505-0121 可児郡御嵩町中1669-39	収集運搬業
有限会社田中運送 ☎05769-5-2253	代表取締役 田中徹	〒501-5505 大野郡白川村牧108	収集運搬業
有限会社濃尾総業 ☎0585-45-9385	代表取締役 坪井邦夫	〒503-2422 揖斐郡池田町田畑520-3	収集運搬業
岩田俊享 ☎0585-34-1339		〒501-0521 揖斐郡大野町大野1012-22	収集運搬業

参考会員の異動状況

会員区分	6月23日現在	入会数	退会数	9月8日現在	増減
正会員	213	17	1	229	16
賛助会員	67	5	0	72	5
特別会員	2	—	—	2	—
合計	282	22	1	303	21

協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るため、会員の増強について会員各位にお願いします

入会のご案内

産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

こうした考え方立って当協会は、産業廃棄物の処理を通して「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

ついては、産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますようご入会をご案内申し上げます。

入会には

入会申込書（協会にあります）に記入し、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金はいりません。

会費

●正会員

区分	金額
産業廃棄物 処理業者	収集運搬の許可 月額 10,000円
	中間処理の許可 月額 10,000円
	最終処分の許可 月額 10,000円
排出事業者	月額 10,000円
再生利用指定業者	月額 10,000円

●賛助会員 賛助会員 年額 30,000円

納入方法

会費は、四半期毎に請求書をお送りします。
(但、賛助会員は年1回)

入会のおすすめ

●良い環境は、みんなで守り、育てるものです

●産業廃棄物に関わる方は、協会に加入し、力を合わせましょう！

詳しくは、事務局にご相談ください。

全国廃棄物行政主管課長会議説明資料について

去る8月9日、厚生省は全国廃棄物行政主管課長会議を開催し、廃棄物行政の動向やダイオキシン対策等について説明されました。この度、(社)全国産業廃棄物連合会長より、同会議における配布資料全部の送付を得ましたので、紙面の都合により一部(1. (3))を参考までのお知らせします。

全国廃棄物行政主管課長会議

I 日 時 平成11年8月9日(月)
13:00~15:00
II 場 所 中央合同庁舎第5号館講堂
(低層棟2階)

III 議事次第

1. 説明事項

- (1) 廃棄物行政の動向について
- (2) ダイオキシン対策について
- (3) 産業廃棄物処理監視・指導の徹底について
- (4) リサイクル促進について
- (5) 清浄化槽行政について

2. 質疑応答

3. その他

3. 産業廃棄物処理監視・指導の徹底について

(1) ダイオキシン対策の徹底

①ダイオキシン類濃度の測定結果

本年4月5日に、ダイオキシン類濃度の測定結果等についての調査結果を公表。

※ 3840施設中687施設が未測定。

廃棄物処理法に基づく構造基準、維持管理基準が遵守されるよう、立入検査、改善命令等法に基づく必要な措置を積極的に講じて厳格に対処いただきたい。

また、測定データの公表についても、本年4月26日衛環第47号「ダイオキシン類排出濃度測定結果の公表について」を踏まえて適宜公表されたい。

②焼却施設の集中地域における廃棄物処理施設の立地の在り方

本年3月の「ダイオキシン対策推進基本指

針」の決定に基づき、焼却施設が集中する地域における新規立地の際の判断基準を明確化する通知を本年4月30日付け衛環第49号において示したところ。該当する地域において新規立地が行われる場合には適宜対応されたい。(資料10参照)

(2) 不法投棄防止対策の強化について

①排出事業者の指導・監督、不法投棄監視の強化

平成9年の法改正により、産業廃棄物管理票制度の拡充、罰則の大幅な強化、原状回復制度の創設など不法投棄対策としての措置を講じたものの、依然として社会的に問題。

厚生省としても廃棄物の不適正処理を防止するための検討を行っているところであるが、都道府県におかれても排出事業者に対するマニフェスト制度の遵守の指導、不法投棄多発箇所の監視など、不法投棄未然防止のための取締りを徹底されたい。

②警察等関係当局との連携

厚生省としても警察庁と不法処理防止連絡協議会を定期的に開催、不法投棄対策を推進。各都道府県も警察との連携を強化されたい。

特に、不法投棄発生を覚知した場合は、速やかに警察等関係当局との連携を図り、投棄者究明や被害拡大防止等の措置を講じることが必要。事態が拡大することのないよう適切かつ迅速な対応を図られるようお願いする。

(資料11参照)

③報告収集、立入検査の活用

廉価で産業廃棄物の処理を受託し、過剰保管を行った上で最終的に不法投棄する事例、受託した廃棄物を未処理のまま倒産し、結果として放置する事例などが発生。

報告収集や立入検査などを積極的に行うことで事態を未然に把握し、適切な対応をとることが重要。積極的かつ迅速な対応をお願いする。

④不法投棄対策事業に対する支援

厚生省としても不法投棄の未然防止策をより効果的に進めるため都道府県が行う不法投棄防止対策事業に対して、廃棄物適正処理監視等推進費として補助。更に来年度におけるその拡充を検討しているところ。(資料12参照)

本制度を活用し、不法投棄防止対策事業を積極的に進められるようお願いする。

(3)適正処理の確保について

①排出業者に対する指導・監督の強化

昨年12月からは、すべての産業廃棄物について処理を委託する場合にはマニフェストを交付することが義務化。マニフェスト制度の円滑な施行のため、更に排出事業者に対する制度の周知・徹底を図られたい。

あわせて、電子情報処理組織を活用した管理票制度についても、財日本産業廃棄物処理振興センターを情報処理センターとして指定し、昨年12月から業務を開始。電子情報を活用することによる効果的な制度の理解と普及にも努められたい。(資料13参照)

また、特に処理を委託する場合には、書面による委託を徹底することはもとより、処理業者の許可証や処理能力を確実に確認して委託を行うよう指導されたい。

②産業廃棄物処理業者に対する指導・監督の強化

産業廃棄物処理の適正化を図るため規制を強化。不法投棄や野焼きといった違法行為が依然として見受けられるところ。

違法行為を行う悪質な業者に対しては、業の許可取消し、停止等の行政処分を積極的かつ速やかに行うことで、厳正に対処されたい。

また、報告収集や立入検査などを積極的に行うなど、引き続き業者に対する指導・監督を徹底されたい。

③産業廃棄物処理施設に対する指導・監督の強化

構造基準・維持管理基準に違反する施設に対しては、報告収集や立入検査などを積極的に行い、指導・監督するとともに、違反の甚だしい施設に対しては施設の許可取消し、改善命令、使用停止命令などの行政処分を積極的かつ速やかに行うことで、厳正に対処されたい。

④建設廃棄物の適正処理

建設廃棄物については、不適正処理の事例として取り上げらることが多く、特に木くず、がれき類等の解体廃棄物については、不法投棄された廃棄物の中に占める割合が極めて高いのが現状。

平成9年の法改正において、不法投棄対策とともに、安定型産業廃棄物についての規制を強化。

また、本年3月には、建設廃棄物の適正処理に関して「建設廃棄物処理指針」を改正したところ。指針に従い、建設廃棄物の適正処理の指導を関係者に徹底されたい。(資料14参照)

なお、建設廃棄物の多くは、的確な分別により再生利用が可能。建設廃棄物の発生の抑制、再生利用が積極的に促進されるよう併せて関係者への指導の徹底をお願いしたい。

⑤現状回復措置について

平成9年法改正において不法投棄の原因者不明等の場合の措置として、

- ・厚生大臣が指定する適正処理推進センターに基金を設置し、
- ・基金へは国庫補助と産業界からの拠出を行い、
- ・現状回復を行った都道府県等は、基金から費用の3/4の出えんを求めることができるとする現状回復制度を設けたところ。(資料15参照)

なお、既に本制度の適用を求める申請に対して支援の決定が行われた事例も存在。制度

行政ニュース

の適用を希望する場合には、産業廃棄物適正処理推進センターとして指定された財産業廃棄物処理事業振興財団及び厚生省に問い合わせをされたい。

4. 産業廃棄物処理業・施設の許可に当たっての法律適用の考え方について

(1) 住民同意について

近年の住民の環境意識の高まりや廃棄物処理に対する国民の不安や不信を背景に、産業廃棄物処理施設を巡る住民の反対運動が多発。

平成9年の法改正において

- ・「周辺地域の生活環境への適正な配慮」を施設の設置許可要件として追加とともに、
- ・生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係住民・市町村長の意見聴取などを規定したところ。

これにより、地域の生活環境に十分配慮された形での施設設置及び設置手続への周辺住民の意向反映が可能と認識。都道府県の要綱により住民同意を事実上要件とする運用を改め、新たな設置手続の円滑かつ適切な施行をお願いしたい。

特にダイオキシン規制等基準の強化に伴って施設の変更許可手続きが増加することが考えられるので、速やかな改造が可能となるよう適正な運用をお願いしたい。

(2) 行政手続法の遵守について

昨年7月のヒアリングの際をはじめとして、法の趣旨に則った要綱の適切な運用をお願いしてきたところ。

しかし、依然として一部の都道府県において、要綱を理由に法に基づく施設の設置許可申請を受理しない不適正な事務処理が見受けられる。

行政指導のルールを明確にするという意味において要綱を定めること自体法の趣旨に反するものではないが、要綱を理由に法に基づ

く申請を受理しないとの運用は行政手続法に明らかに違反。改めて法の定める規制を超える要綱の運用は改め、法の趣旨に則った適正な運用を厳にお願いしたい。

5. PCB対策について

(1) PCBの処理方法の追加

高温焼却法のみが廃棄物処理法における処理方法として位置付けられていたこともあり、PCBを化学的に分解する新しい技術が開発されているものの、処理施設の設置は進捗していない状況。

PCB処理促進のため、平成9年12月及び昨年4月にそれぞれ政令及び省令を改正し、脱塩素化分解法及び超臨界水酸化分解法を新たな処理方法として追加。

また、今般、財團法人産業廃棄物処理事業振興財団によりPCB廃棄物の処理技術に係る情報が収集・整理された「PCB処理技術資料集」が取りまとめられ、都道府県あて送付。処理施設の設置許可の円滑な審査のために活用されたい。

なお、本年9月には、東京及び大阪で財産業廃棄物処理事業振興財団主催によるPCB処理技術に関する講演会が開催される予定。

(2) PCBを含む廃棄物等の保管状況等調査

PCBが使用された電気機器、廃感圧複写紙等のPCB廃棄物については、事業者による長期保管が継続している状況。不明・紛失による環境汚染が懸念。使用中の電子機器についても、使用から保管に移行する課程での不明・紛失が懸念。

そこで、今後の事業者指導の強化・適正保管徹底を図るために、通産省の協力も得つつ、PCB廃棄物の保管状況及びPCBが使用された電子機器の使用状況を統一的に把握するよう、平成10年12月8日付け衛産第58号において電子データベースによる調査を依頼したところ。当該調査結果が未報告の都道府県について早急に報告されるようお願いする。

行政ニュース

焼却施設の集中地域における立地規制について（資料10）

1 地方自治体が、排出ガス中のダイオキシン類について、条例により、国より厳しい基準値を定めている場合

○条例による基準値は、公害防止関係法令による基準の一つであり、これに適合しているか否かは許可要件である。



申請の施設

ダイオキシン類の
排出ガス濃度設計値

条例による
基準値

→基準値を遵守するよう条件を付して許可
又は
排出ガス処理装置を基準に適合する高度なものに改善するなどの対策が不可能であれば不許可

2 周辺大気環境の状況が、ダイオキシン類の大気環境指針値（0.8ピコグラム／m³）を既に上回っている場合

○大気環境指針値は、公害防止関係法令による基準の一つであり、これに適合しているか否かは許可要件である。

例：ダイオキシン類の大気環境が1.2ピコグラム／m³



申請の施設

既に指針値を超過

→既存の施設への規制強化による大気環境改善効果を見込んでも指針値を超過する場合は不許可

1. 廃棄物処理法違反について（資料11）

(1) 廃棄物処理法違反検挙件数

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
	2,324	1,965	1,998	2,117	2,371

(2) 違反態様別検挙状況（平成10年）

① 産業廃棄物関係

違反態様	件 数	人 員
無許可処理	133	183
委託基準	381	466
再委託禁止	10	17
不法投棄	495	578
受託	10	9
その他	91	96
合計	1,120	1,349

② 一般廃棄物関係

違反態様	件 数	人 員
無許可処理	30	183
再委託禁止	1	17
不法投棄	1,208	1,369
その他	12	16
合計	1,251	1,420

2. 環境行政部門への警察官の出向状況について

年 度	9	10	11
総 数	19	36	69
府県数	1道15県	1道1府21県	1都1県2府32県

（警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室資料による。）

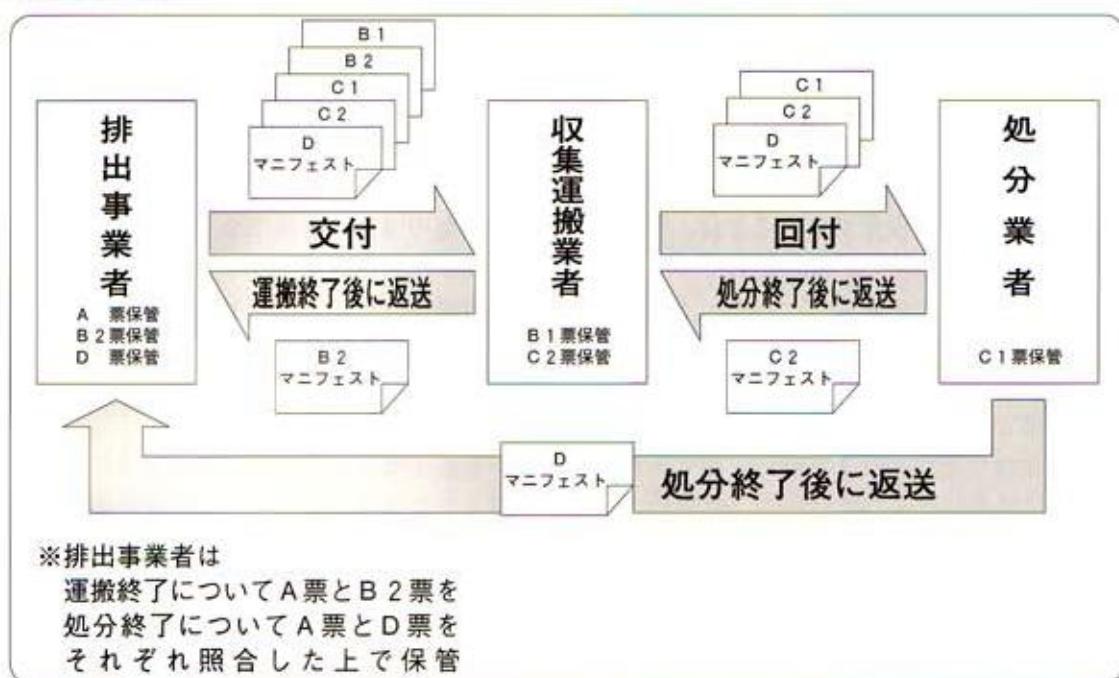
行政ニュース

平成10年度廃棄物適正処理等推進事業（資料12）

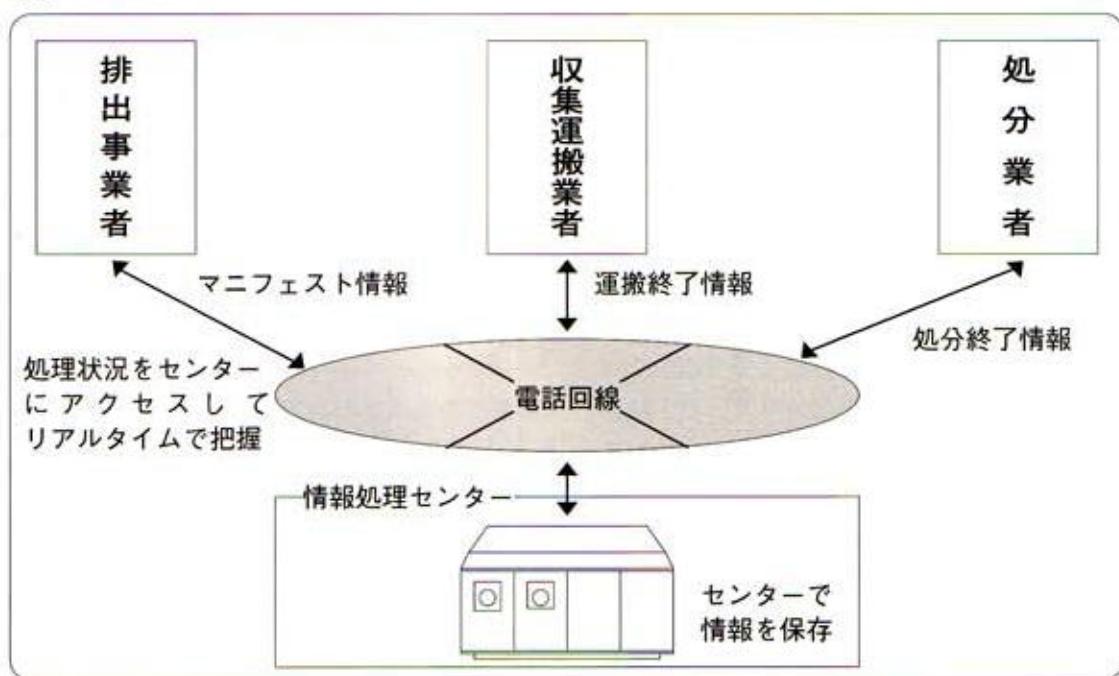
都道府県 政令市名	事業内容要旨
北海道	啓発資材の作成・購入、パトロール旅費等
岩手県	スカイバト、啓発資材作成、排出事業者説明会
宮城県	監視員3名設置
山形県	監視員4名設置、パト車2台整備購入、不法投棄対策協議会負担金
茨城県	監視員4名設置、不法投棄110番、夜間のパト業務民間委託、パト車2台整備
千葉県	スカイバト、夜間のパト業務民間委託、不法投棄監視員制度補助事業
神奈川県	不法投棄撲滅キャンペーン事業、地域協議会事業の運営
新潟県	監視員2名設置、啓発資材作成、パト車1台整備
富山県	啓発資材の作成、市町村連携パトロール
石川県	不法投棄110番、啓発資材作成、スカイバトロール
福井県	啓発資材作成
山梨県	監視員7名設置、連絡協議会運営
岐阜県	監視モニター委嘱、スカイ・ランドバト、啓発資材作成
静岡県	ランドバト、監視員・モニター設置
三重県	監視員設置、スカイ・ランドバト、パト車2台整備、廃棄物ダイヤル110番設置
滋賀県	不法投棄監視員設置補助事業
大阪府	スカイ・ランドバト、啓発事業、路上指導
鳥取県	監視員設置44名設置
島根県	モニター設置、啓発資材作成、スカイバト
岡山県	スカイバト
広島県	不法投棄110番設置、スカイバト
愛媛県	不法投棄110番設置、パト車5台整備、携帯電話の整備
高知県	監視員1名設置、連絡協議会によるパトロール事業
福岡県	監視員13名設置
佐賀県	監視員200名設置
長崎県	ランド・シー・スカイバト、啓発資材作成、連絡協議会開催、パト車1台整備
熊本県	監視員8名設置、スカイバト、パト車2台整備
大分県	「くらしと廃棄物を真剣に考えるつどい」開催
宮崎県	監視員5名設置、パト車2台整備
鹿児島県	監視員11名設置、不法投棄110番、パト車4台整備
札幌市	監視員1名設置、啓発用資材作成、監視バト委託（公社）
函館市	監視員2名設置、携帯電話の整備
鹿児島市	監視員1名設置、スカイバト

マニフェスト制度（資料13）

紙マニフェスト



電子マニフェスト



行政ニュース

建設廃棄物処理ガイドライン改訂の概要（資料14）

1 経緯

- 平成7年度に、厚生省から(財)日本産業廃棄物処理振興センターにガイドライン(改訂)の作成依頼
- 同センター内に、田中勝国立公衆衛生院廃棄物工学部長を院長とする検討会設置

委員：(社)全国産業廃棄物連合会、建設8
団体廃棄物対策連絡会、
(社)住宅生産団体、大阪府、東京都、
静岡県立大学

建設省、厚生省

2 主要な改正点

- (1) 廃棄物処理法の改正を受けて盛り込む事項
- 建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化その他の適正処理の推進
 - 廃棄物の定義の見直し（木くず、紙くず、繊維くず、特別管理産業廃棄物）
 - 産業廃棄物処理施設の設置が許可制に変更

更、手続きの強化

- 委託処理にあたりマニフェスト又は電子マニフェストの使用義務化
- 再生利用認定制度、広域再生利用指定制度
- 維持管理積立金制度
- 記録閲覧制度
- 諸基準の強化、明確化など

委託基準の強化

最終処分場に係る基準の強化

埋立処分基準の強化

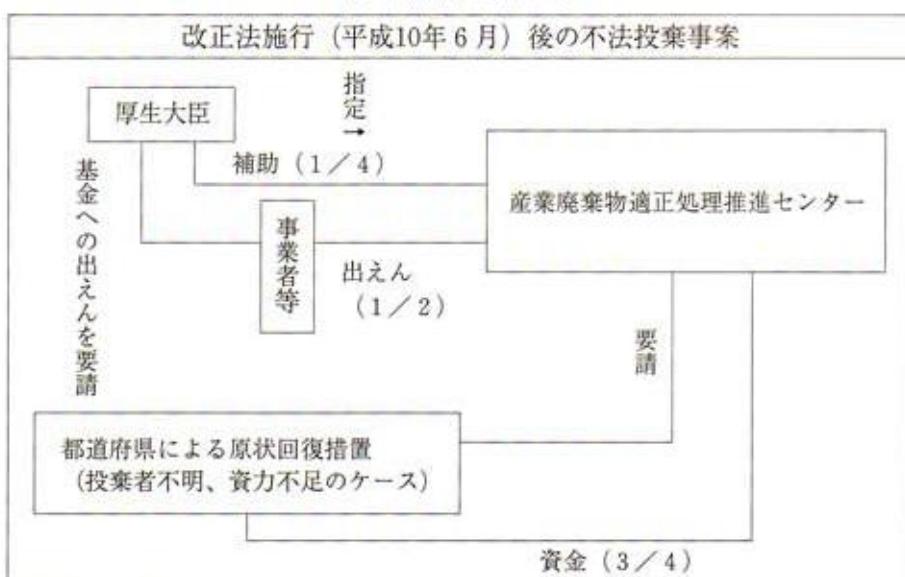
保管基準の強化

(2) その他

- ①「建設工事から生じる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」の内容を盛り込む
 - 建設工事に係る排出事業者の範囲等についての通知
- （平成6年8月31日 衛産第82号室長通知）
- ②「再生資源利用の促進に関する法律」が平成3年に制定されたことについて付記

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金（資料15）

（原状回復の仕組み）



平成11年度岐阜県環境づくり 県民会議推進大会

250人が参加して盛大に開催

岐阜県環境づくり県民会議（会長梶原拓知事）主催の本年度推進大会が9月13日(月)午後1時30分から岐阜市内県民文化ホール未来会館において関係者約250人が参加し盛大に開催されました。

はじめに、藤田幸也県出納長が会長の挨拶を代読し、その中で地球温暖化防止のために排出ガスの抑制について目標達成について一人ひとりの取り組みが大切とあいさつ。

続いて環境保全推進功労団体として、可児市立南帷子小学校を表彰、賞状が代表の児童会運営委員長山村美紀さんに贈られました。

続いて、平成11年度取り組み方針～地球温暖化防止への取り組み～として21世紀を目前にして環境問題は国内外のあらゆる分野において大きく取り上げられ、地域の環境問題、次世代に影響を及ぼす地球環境問題に至るまで、緊急の課題として対応を迫られています。等々取り組み方針が読み上げされました。

続いて、基調講演として、「環境に配慮下ライフスタイルの実践」と題して大垣女子短期大学デザイン美術科森孝之教授が京都市の広い敷地に建てられた家、庭における自然環境、循環型の自然にやさしい生活について講演。

続いて、富山市古紙再生サークルの別森敬一さんが「地域完結古紙リサイクルシステム」について紹介されました。

岐阜県「環境子どもサミット」 の開催

岐阜県「環境子どもサミット」が平成11年8月3日(火)岐阜市内ホテルグランベール岐山において、21世紀を担う子ども達に将来の環境保全についての意識、自主的に環境保全活動に参加する意欲等を育てるために開催されました。会議には、岐阜県、愛知県、滋賀県、及び三重県の中学生代表12名が参加し、「私達の未来を守るために今できること」をテーマに岐阜市立本荘中学校3年山田祐輔さんの司会により活発な討論が行なわれました。討論後、全員の意見をとりまとめ共同声明が発表されました。



続いて、中京コカ・コーラボトリング株広報・環境部、環境担当次長竹内堅四郎氏を講師に「家庭から分別収集された資源ゴミのペットボトルが実際どのようにリサイクルされているか」と題して講話を聞き、日常生活でのリサイクル意識の高揚がはかられた。また、リサイクル技術の実演として廃プラスチック再生繊維を再生成する装置を使いリサイクル技術が紹介されました。

お知らせ

社団法人全国産業廃棄物連合会ホームページ開設

(社)全国産業廃棄物連合会はインターネット事業として次のとおりホームページを開設されましたのでお知らせします。ご利用ください。

インターネット事業について

1. 連合会ウェブサーバー

連合会のホームページアドレス

URL:<http://www.zensanpaisen.or.jp>

ホームページ公開の目的

【一般市民へ】

ダイオキシン報道など最近特に悪いイメージを持たれがちな産業廃棄物やその処理に関して、正しい情報を提供し、産業廃棄物処理施設への理解と協力を求める。連合会の広告を行う。

【協会会員へ】

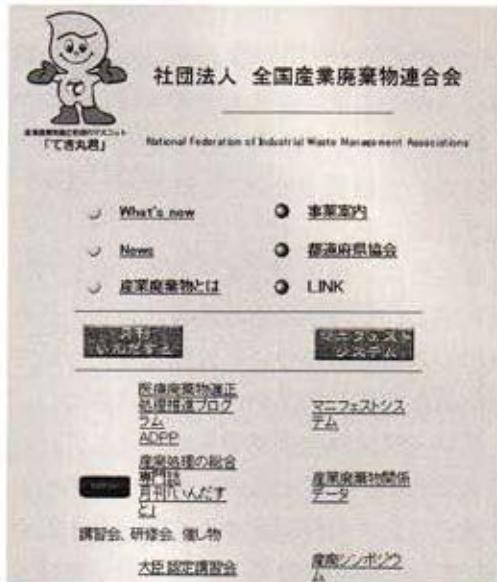
調査のデータ、各種情報、報告書を提供する。

連合会の年間活動に関する情報を提供する。

今後の展開

世間の動きに合わせ、素早い情報提供を目標とする。

産業廃棄に関する情報だけではなく、環境問題も含め広く多くの情報を提供する。



解体工事施工技士

平成11年度

◆第7回資格試験のご案内◆

「解体工事施工技士」資格は、解体工事施工に関する唯一の総合的な資格です。

試験実施日：平成11年12月5日(日)

申込締切日：平成11年11月12日(金)

試験地：札幌、仙台、東京、大阪、徳島、福岡

主催：社団法人全国解体工事業団体連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3

安和ビル(宝町) 6F

TEL 03-3555-2196

◆講習会のご案内◆

実施期間：平成11年10月～11月

(各3日間)

申込締切日：定員になり次第締め切ります。

開催地：札幌、仙台、東京、大阪、徳島、福岡

○解体工事施工技士資格試験(講習会)

申込書の販売は、各都道府県の解体業協会、協同組合事務局で1部630円で販売します。

岐阜県は、

岐阜県土木建築解体事業協同組合

〒500-8367 岐阜市宇佐南3-9-3

TEL 058-274-3315

お知らせ

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入したいので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=1000セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量	備考
産業廃棄物管理票【直行用】6枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
産業廃棄物管理票【積替用】7枚綴り	単票	2,500	箱	
	連続票	25,000	ケース	コンピューター専用
建設系廃棄物マニフェスト【建I】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者1社の場合
建設系廃棄物マニフェスト【建II】6枚綴り	単票	3,000	箱	収集・運搬業者2社の場合

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業
協会においても購入できます。

建設系廃棄物マニフェストは連続票も扱ってお
ります。

※支払 方法	振込No
	現金
	※整理

平成 年 月 日

元 一

住 所.....

会社名.....

代表者又は

取扱責任者.....印.....

電話番号.....

FAX番号.....

(注) *印の欄は、記入しないでください。

お 知 ら せ

'99廃棄物処理展・名古屋

'99廃棄物処理展・名古屋が次により開催されますのでお知らせします。処理展には当協会も一小間出展します。会員の皆様方のお越しをお待ちしております。

○テーマ 環境保全と再資源化

○会期 1999年11月10日(水)~13日(土)4日間

○時間 午前10時~午後5時 (最終日は午後4時まで)

○会場 ポートメッセなごや1号館・屋内展示場

〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭2-5

○主催 株式会社日報

○後援 厚生省、通商産業省、環境庁、建設省、運輸省、農林水産省、科学技術庁、経済企画庁、国税庁外

○協力 (社)全国産業廃棄物連合会、同中部地域協議会外

編集後記

今年も早や10月の半ばとなりました。1年を振り返るには早過ぎる感がありますが、最近の大災害、大事件の多さや社会経済動向の変化の目まぐるしさに直面しますと、それらの情報の吸収に心と時間を奪われて肝心な足元の情報の整理がおろそかになるような気がします。廃棄物の分野では今年に入り廃掃法の改正を受けて県では指導要綱が改正され、3月には県条例が公布され、また、廃棄物処理マスタープランが策定されました。

所沢問題に端を発して議員立法でダイオキシン類対策特別措置法が制定されました。

来年4月からは、容器包装リサイクル法の対象容器包装が拡大され、ペットボトル以外

のプラスチック製容器包装及び紙パック以外の紙製容器包装が新たに対象となります。また、平成13年には家電リサイクル法の本格施行が迫っています。

しかしながら、これらの国や県で制定、策定される法やガイドラインを相互に関連づけてそれぞれの具体的な内容を十分に理解することは、大変難しくこうした意味で当協会が行う講習会や会報発行の必要性重要性は益々たかまつてくるものと思います。

会員の皆様におかれましても質問や要望をどしどしお寄せ頂きまして本誌の充実にご協力頂きますようお願いいたします。

(山口)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 川合 清和

野々村 清 加藤 宏

中尾 勝

山口 繁

■広告掲載社名

(有)環境考房 / (株)中島鐵工所 / 長良川農産(有) (株式会社 生物研究所グループ)

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

……もう準備は、お済みですか？
(平成12年4月「容器包装リサイクル法」完全施行)

燃やせば地球が汚れます

H I - メルツ工法協会 は
発砲スチロール をT J溶剤で減容化し
代替エネルギーとして 再資源化 します。

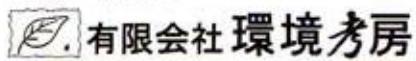
こんな事でお困りではあれませんか。

1. 発砲スチロール置き場に困っている。
2. 発砲スチロールを仕分けしている。
3. 汚れた発砲スチロールがのこつてしまう。
4. 発泡スチロールのリサイクル業務を、自社内でやりたい。
5. 新規事業を探している。

H I - メルツ工法の流れ



お問い合わせ



各務原市蘇原柿沢町1-14-2/TEL 0583-71-9018

規制適合型に
メーカー問わず 改造できます。

NAKAJIMAは、
は、燃焼を手がけて
75年。

技術ノウハウ・直営工場・技術集団。

- 作業効率アップ
- 安定燃焼
- ダイオキシン対策



灰出し



改造



自動灰出しシステム

既設炉の診断・調査

改造計画の立案・ご提案

システム改修工事

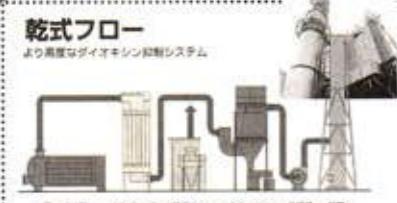
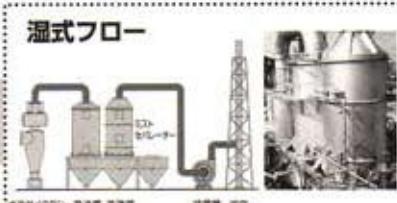


投入方法



改造

二重屏システム



完成後



湿式集塵システム

完成後



乾式集塵システム

●製造元

NAKAJIMA IRON WORKS CO., LTD.

先端技術で応える

大型から小型までの燃却炉（一般および産業廃棄物用、工場廃棄物用、金属回収用、廃タイヤ用）各種ボイラー・汚泥乾燥処理装置・発砲スチロール再生処理機

労働省溶接ボイラー製造認可工場



株式会社 中島鐵工所

本社・工場／〒431-3115 静岡県浜松市西ヶ崎町613の1
TEL.053-434-3051(代) FAX.053-433-4229

東京営業所／〒110-0015 東京都台東区東上野1-14-13東ビル
TEL.03-3839-3077 FAX.03-3839-3084

九州営業所／〒841-0052 佐賀県鳥栖市宿町1258-1アネックスビル103号
TEL.0942-84-2536 FAX.0942-84-2568



協会のシンボルマーク

平成11年10月15日発行 第40号
編集発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社